

令和3年4月26日

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の発出に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国は、急速な感染拡大が懸念されることから、東京都、大阪府、京都府、兵庫県の1都2府1県を対象に緊急事態宣言を発令し、東京都は緊急事態措置として、4月25日から 5月11日まで、東京都の人流を確実に抑えることを目的に、国や区市町村とも協力を図りながら、都民に対する日中も含めて不要不急の外出自粛や移動自粛、事業所に対する休業及び営業時間短縮、公共施設の閉館、イベント等の開催制限などの要請を実施することとしました。

本措置を受け、府中市では、新型コロナウイルス感染症の変異株による割合が急速に増加していることを踏まえ、緊急事態宣言の解除される日まで、校内において警戒度を更に高めた感染症対策の徹底を図りながら、下記のとおり教育活動を継続してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様にも御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願ひいたします。

記

1 学校運営の基本方針

学校における教育活動の継続と児童・生徒の学びの保障の観点から、改めて以下の事項に取り組んでまいります。

- (1) 家庭との緊密連携を図りながら、全児童・生徒に対し、感染防止対策の徹底について指導する。
- (2) 学校の感染防止対策の総点検を行い、必要な対策を確実に実行する。
- (3) 緊急事態宣言の趣旨の徹底を図り、全児童・生徒に対し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
- (4) 教職員は、児童・生徒を指導する立場にあることを自覚し、勤務時間内外を問わず、不要不急の外出自粛等の感染防止対策を確実に実行する。

2 基本的な感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

3 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動の一時停止

緊急事態宣言期間中、各教科等において、万全を期してもなお飛沫感染の可能性が高い活動（児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を伴う活動）は行ないません。

4 授業日の放課後や連休中の感染症予防策及び生活指導の徹底

緊急事態宣言の趣旨の徹底を図り、次のとおり不要不急の外出を控えるよう指導します。

- 放課後の活動については、生徒会活動や委員会活動、部活動（緊急事態宣言期間中に公式戦等がある場合に限る）など必要な活動のみとし、特に用事のない児童・生徒については速やかに帰宅させる。
- 帰宅後に友人宅を訪問するなど、不要不急の外出を控える。
- 下校後、公園等に集団で集まらない。

5 小学校におけるクラブ活動・委員会活動

感染症対策を徹底した上で実施します。ただし、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行いません。

6 中学校における部活動

部活動は中止とします。

ただし、4月25日（日）から5月11日（火）までの期間に公式戦等がある部活動については、次の点に留意し、感染症対策を徹底した上で練習を実施することができるようになります。

- 練習に参加できる生徒は、公式戦等に出場する選手（補欠選手等含む。）のみとする。
- 活動日は、週休日及び祝日を含め、週当たり（週は日曜日から土曜日まで）2日以内とする。
ただし、連休中の「東京都の人流を確実に抑えること」の趣旨に鑑み、活動は最小限に留めること。

なお、緊急事態宣言期間が延長した場合は、公式戦等がある部活動のみ、週当たり平日2日以内とする。

- 活動時間は、平日2時間以内で午後5時半までに下校、週休日及び祝日は3時間以内で、途中に昼食等の食事の時間を設定しないこと。

1週目 4月25日（日）から5月1日（土）までの週

（例）4月27日（火）、30日（金）の2日間を各2時間練習

2週目 5月2日（日）から5月8日（土）までの週

（例）5月3日（月）に3時間、6日（木）に2時間練習

- 「東京都の人流を確実に抑えること」が求められていることから、自校の活動に限定し、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- 実施の際は、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して実施する。また、感染に対する不安等に配慮し、練習及び公式戦等の参加に当たっては、保護者の同意の下、可とする。
- 部活動を行うに当たっては、活動日登校時の顧問等による検温、手指消毒、健康観察を実施するとともに、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。

7 学校行事について

緊急事態宣言期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まる行事、校外での活動などは延期又は中止とします。また、当該期間中に予定していた行事・校外での活動などについて延期する場合は、緊急事態宣言解除後に、感染状況等を考慮の上、延期日を決定します。

8 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

引き続き、次の感染症対策を徹底します。

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

9 保護者との円滑な意思疎通の確保

保護者への連絡や家庭からの情報提供等、円滑な意思疎通が確保できるよう配慮します。なお、緊急事態宣言期間中の保護者来校の学校公開等は延期又は中止とします。

10 家庭における感染症対策のお願い

(1) 家庭における感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（御家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず児童・生徒等を休養させてください。）

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしてまいります。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけの医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いします。

11 その他

今後、緊急事態宣言の延長を含め、更なる対応が求められるなどにより本通知の内容に変更が生じた場合は、別途お知らせします。

[問合せ]

（市の対応等について）

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042（335）4063

（学校の対応等について）

府中市立府中第三小学校

TEL 042（361）9003